『森・川・海』と ひとが共生する安らぎのまち
宮古市

赤前地区復興まちづくり説明会(第２回)

日時：平成24年11月 2 日（金）午後6時30分～
会場：赤前小学校体育館

■ 本日の説明会について

１　開会
２　あいさつ
３　出席者紹介
４　情報提供
　(1) 個人債務者の私的整理に関するガイドラインについて
　　（一般社団法人　個人版私的整理ガイドライン運営委員会）
　(2) 質疑応答
５　説明
　(1) 災害危険区域の指定について
　(2) 意向調査の結果について
　(3) 防災集団移転促進事業　住宅団地計画（案）について
　(4) 土地区画整理事業について
　(5) 主要地方道 重茂半島線 道路整備事業について
　　（岩手県沿岸広域振興局宮古土木センター）
６　質疑応答
７　閉会

（1）災害危険区域の指定について

当地区の災害危険区域の指定は、1月を予定しており、現在、津波シミュレーション等、指定に向けた作業を実施中です。

［災害危険区域の概要］

・災害危険区域の種類は、第1種（予想浸水深が概ね2m以上の区域）、第2種（予想浸水深が概ね1m以上2m未満の区域）、第3種（第1種又は第2種の区域に接し、予想浸水深が概ね 1m未満の区域）とします。

・災害危険区域では建物の建築を禁止します。ただし、第2種及び第3種の地域では、建物の構造や、道路から基礎までの高さについて、一定の条件を満たしている場合※には建築を認めます。

・災害危険区域で建築を禁止する建物は、住居の用に供する建物とします。 なお、住居の用に供する建物とは、住宅、寄宿舎、長屋、共同住宅等のことです。

事務所、工場、倉庫、作業場などは、条例では建築を制限しません。なお、学校、医療施設、福祉施設については、条例に適合するよう建物を建築するように努力義務を定めています。

・条例が施行となった際に、災害危険区域内に現存する建物については、取り壊し等を求めるものではありません。増築、移転についても禁止しません。ただし、現存の建物を除却した場合には、その場所での新築および改築が制限されます。

※一定の条件を満たしている場合とは

第２種：基礎の上端の高さを道路から１．５ｍ以上とするか、もしくは、強固な建物で１階部分に居室を設けない構造の住宅については建築を認める。

第３種：基礎の上端の高さを道路から０．５ｍ以上とする住宅については建築を認める。

（2）意向調査結果について

【実施概要】

■目的 ・・・→ 赤前地区及び津軽石地区（栄通り、駒形通）の皆さんの土地利用・居住等の意向を確認し、住宅再建に関する事業計画に反映するため個別意向調査（聞き取り 又は 郵送）を実施

■実施期間 ・・・→ 平成24年8月～10月

■対象者 ・・・→ 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業が想定される区域に住んでいた方

■回答状況 ・・・→ ＜回答数＞ 303世帯 ÷ ＜配布数＞ 324世帯 ＝ ＜回答率＞ 94%

（H24．10．30現在）

今後の居住場所

【住宅再建希望　検討位置図】

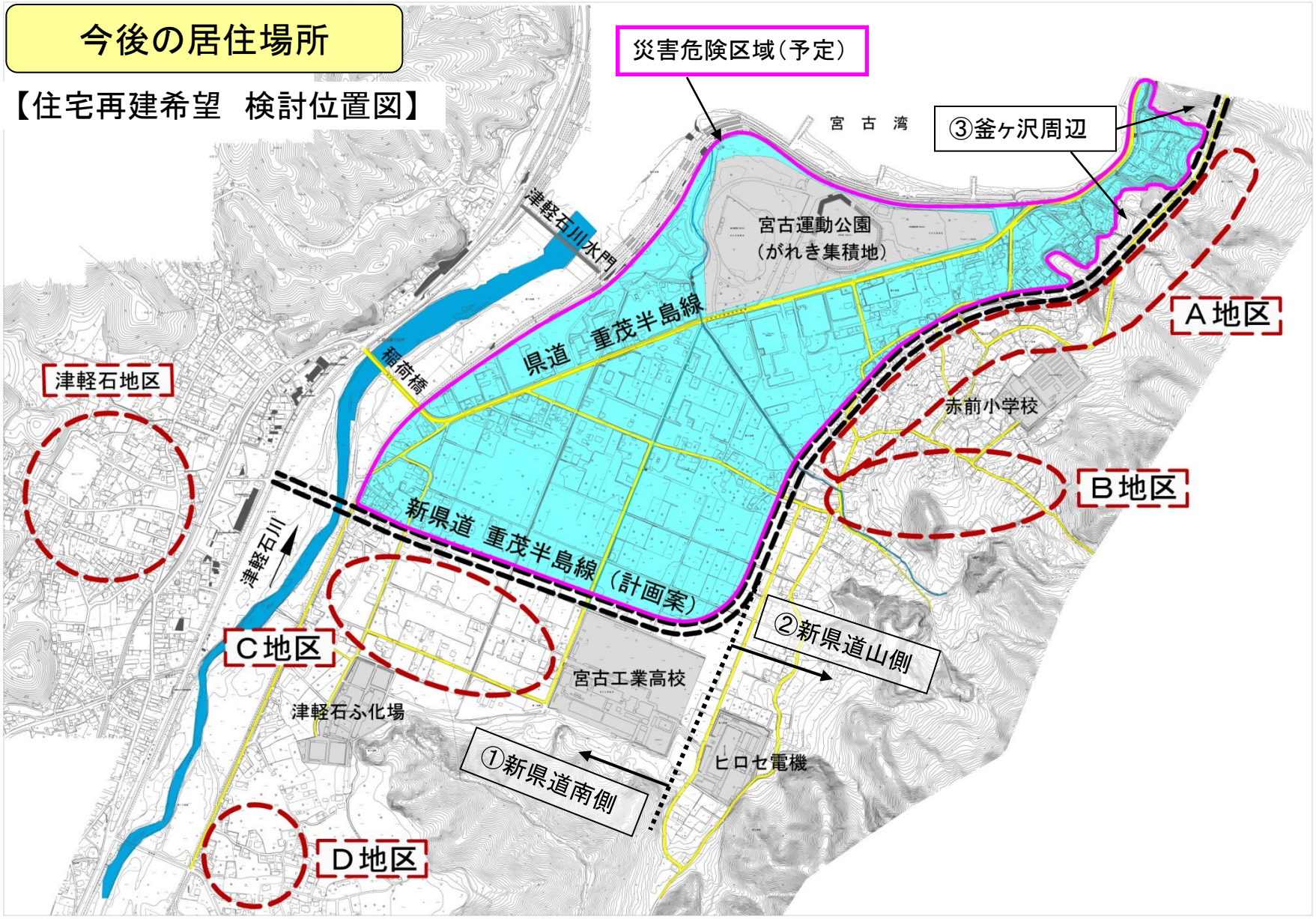

【調査結果】

今後の居住場所・住宅の形態

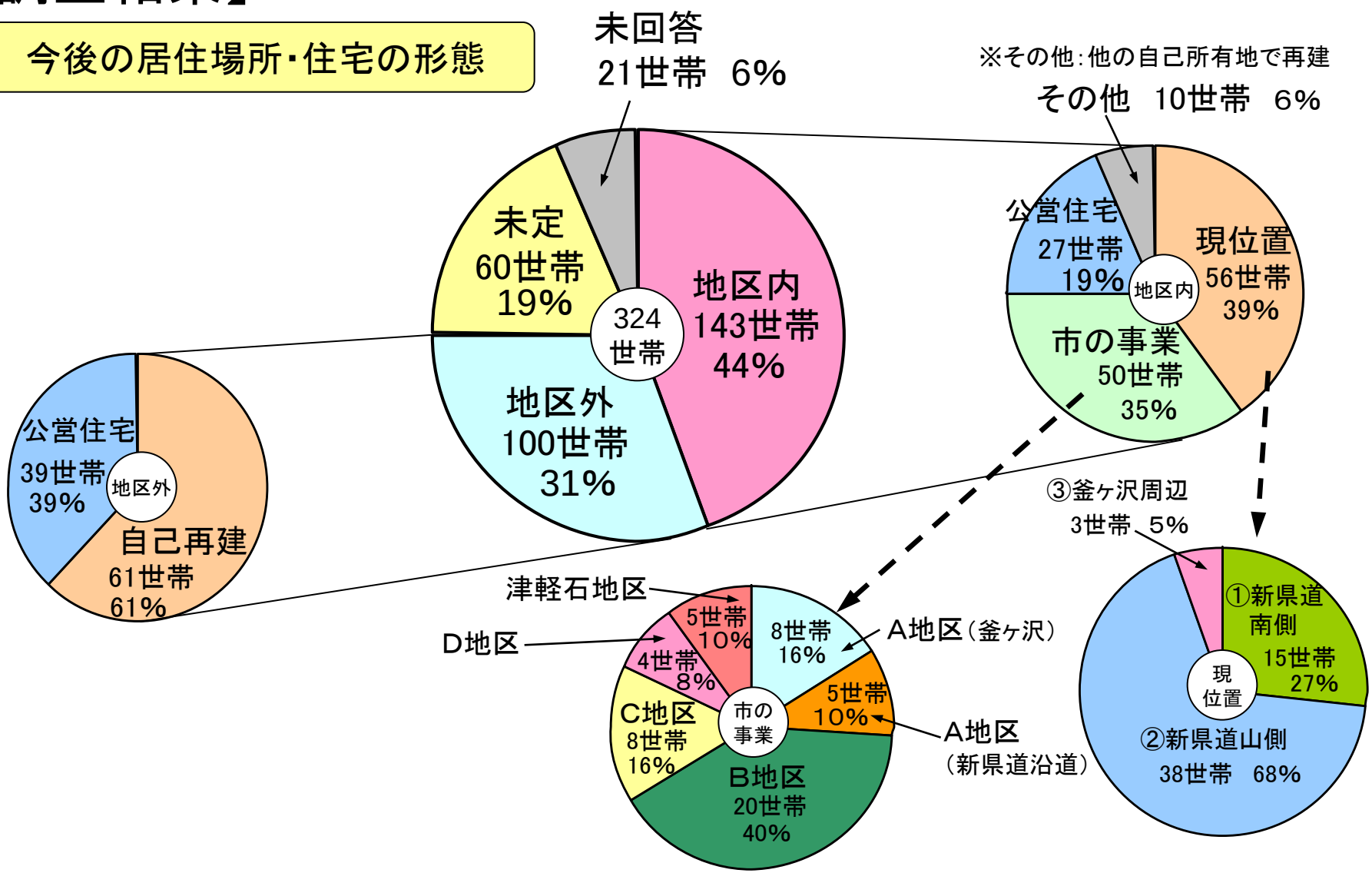

（3）防災集団移転促進事業　住宅団地計画（案）について

■住宅団地(案) 釜ヶ沢地区

○住宅団地規模

・画　　地　　数:8区画

・1区画の大きさ:80坪～100坪

○道路計画

・団 地 内 道 路 幅 員:4～6m

・道　路　勾　配　:最大6%

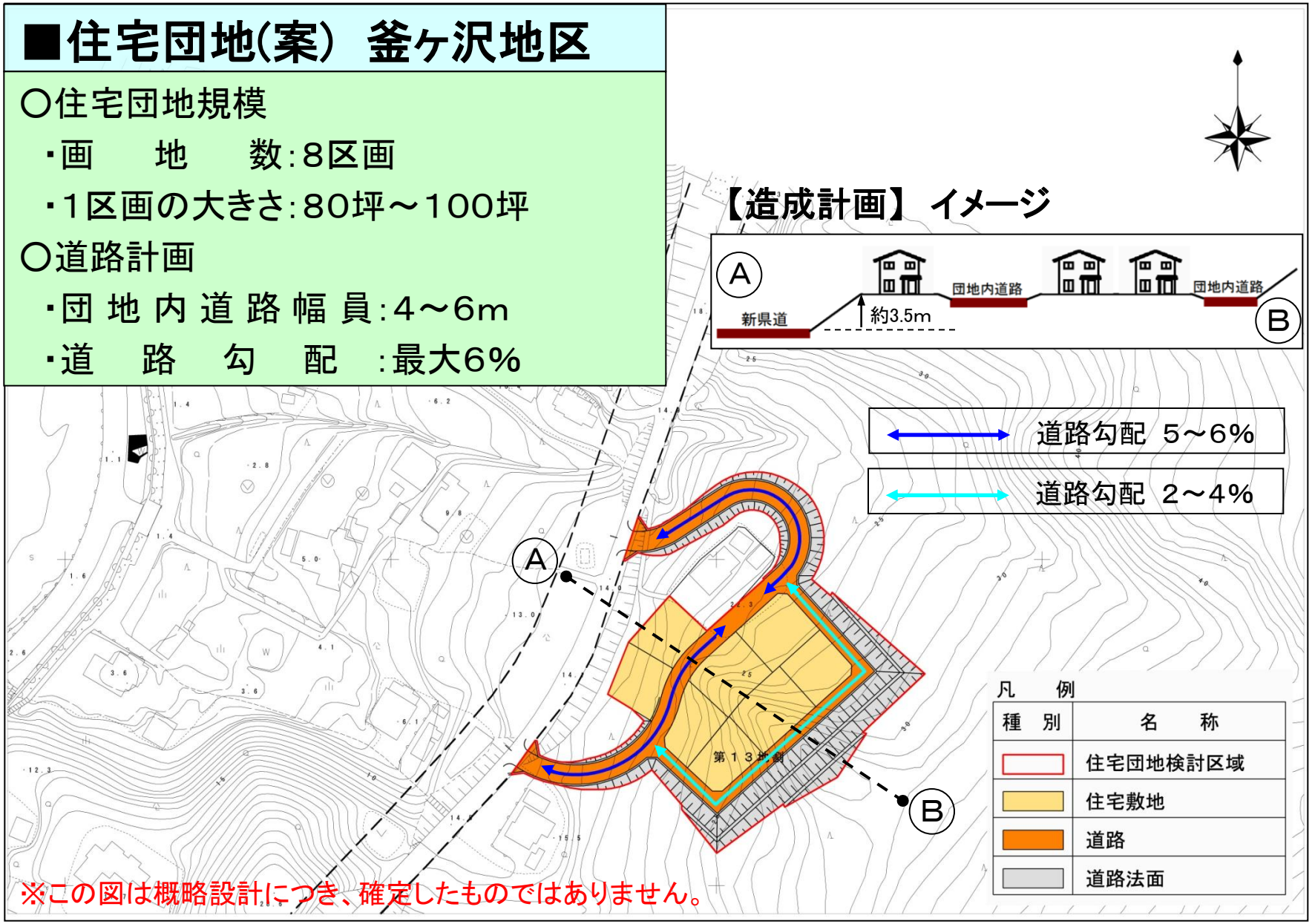

※この図は概略設計につき、確定したものではありません。

■住宅団地(案) 赤前上地区(高台)

○住宅団地規模
- ・画　　地　　数:20区画
- ・1区画の大きさ:60坪～100坪

○道路計画
- ・団地内道路幅員:6m
- ・道　路　勾　配:最大8%　(参考)赤前小学校前約10%

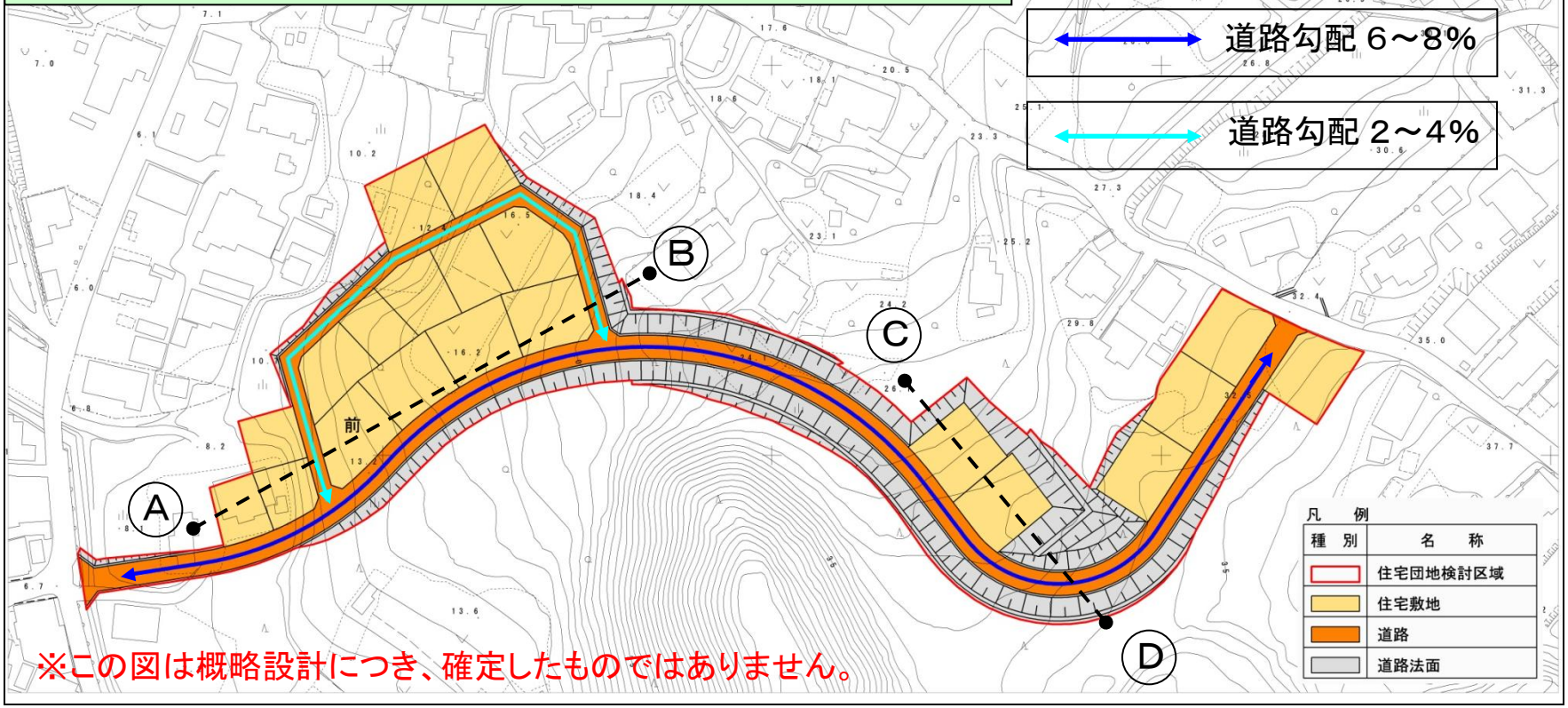

※この図は概略設計につき、確定したものではありません。

【造成計画】イメージ

○断面図

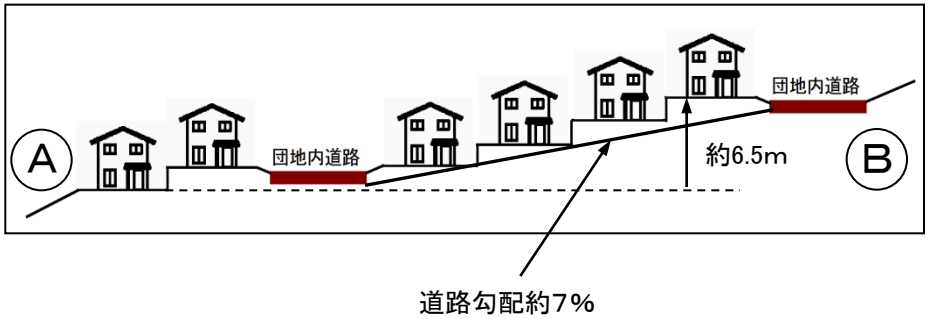

○イメージ写真 （道路勾配と宅地）

○断面図

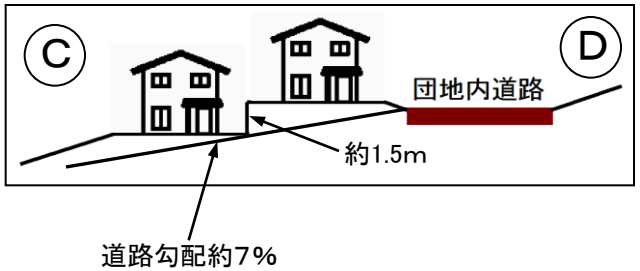

○イメージ写真（宅地間の高低差）

■住宅団地(案)　赤前上地区(新県道沿道)

〇住宅団地規模

・画　　地　　数:5区画

・1区画の大きさ:80～100坪

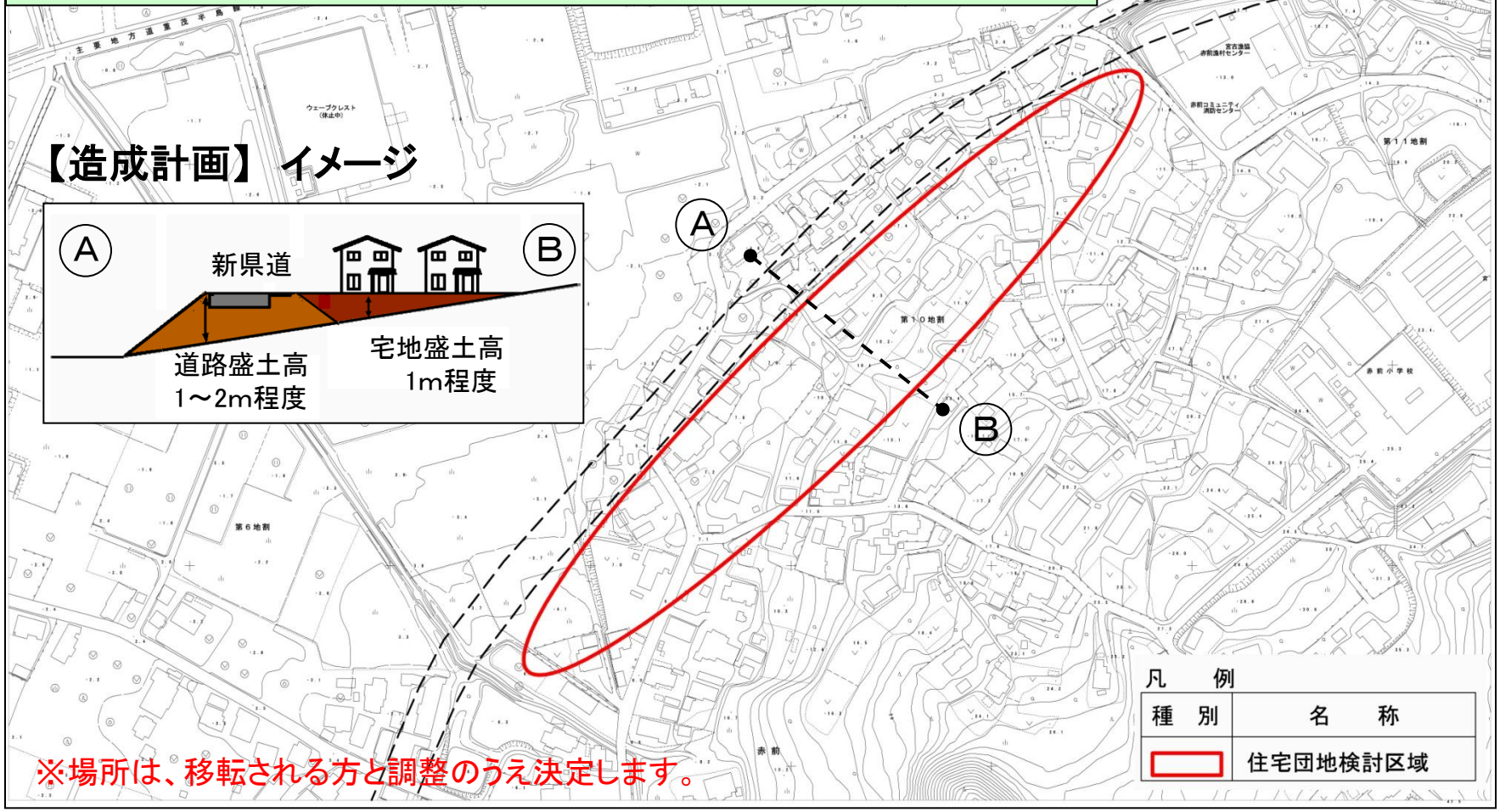

■住宅団地(案) 栄通り地区(工業高校周辺)

○住宅団地規模

・画　　地　　数:7区画

・1区画の大きさ:60坪～100坪

○道路計画

・団地内道路幅員:4m

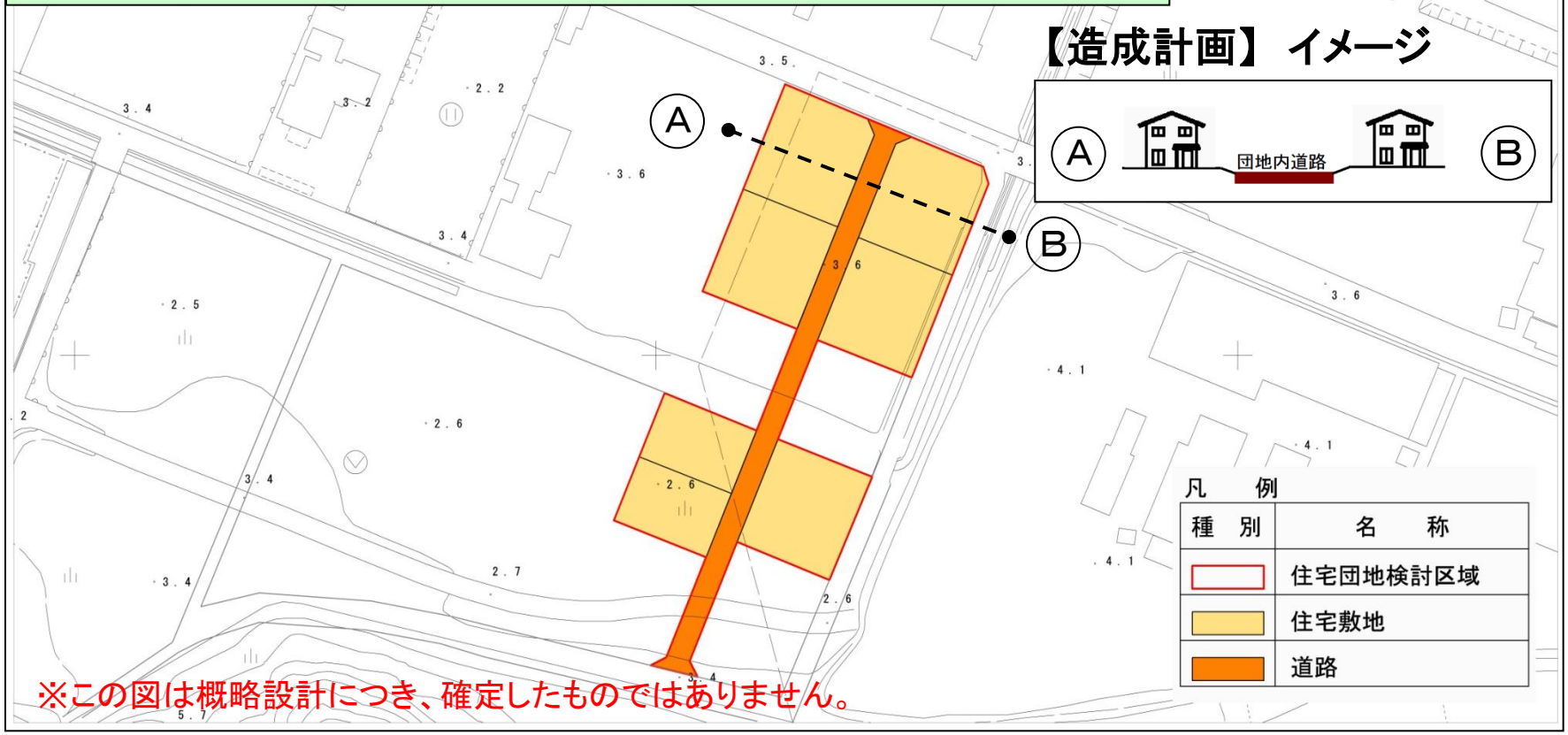

※この図は概略設計につき、確定したものではありません。

■住宅団地(案) 駒形通地区(駒形橋周辺)

〇住宅団地規模
- ・画　　地　　数:4区画
- ・1区画の大きさ:60坪～100坪

〇道路計画
- ・団地内道路幅員:4m

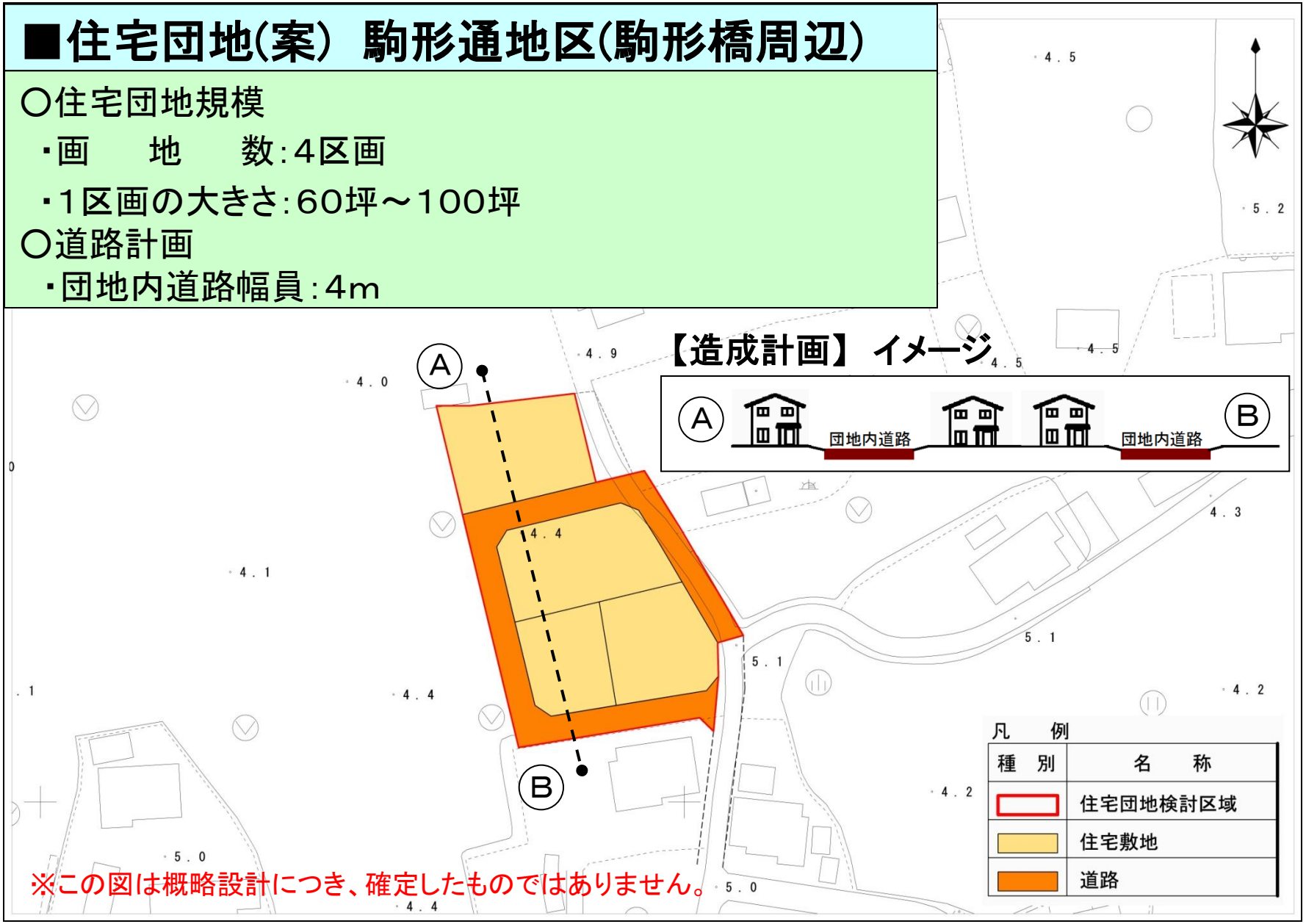

■住宅団地(案) 津軽石地区

〇住宅団地規模
- ・画　　地　　数:5区画
- ・1区画の大きさ:80坪～100坪

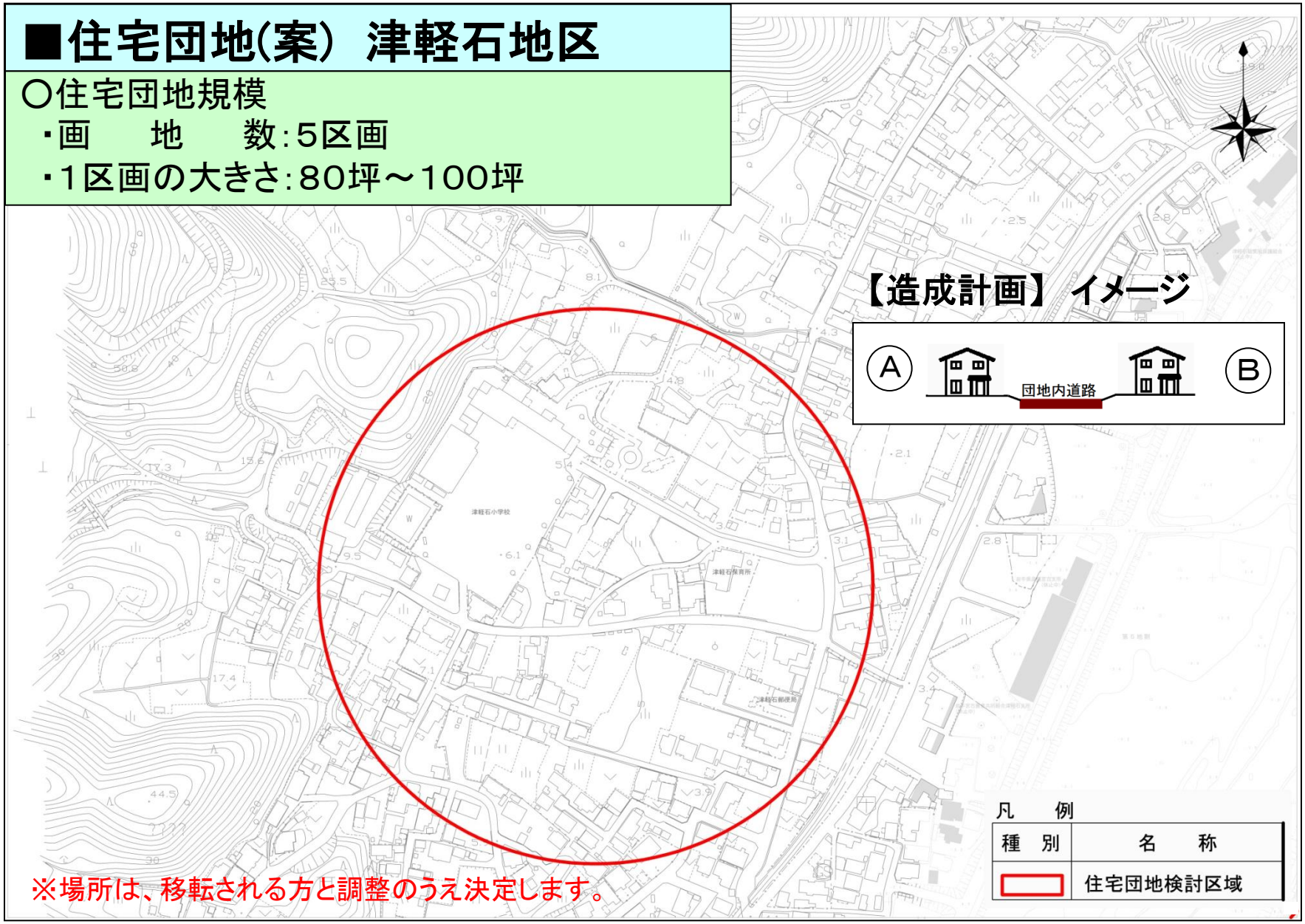

※場所は、移転される方と調整のうえ決定します。

■ 防災集団移転促進事業の想定スケジュール

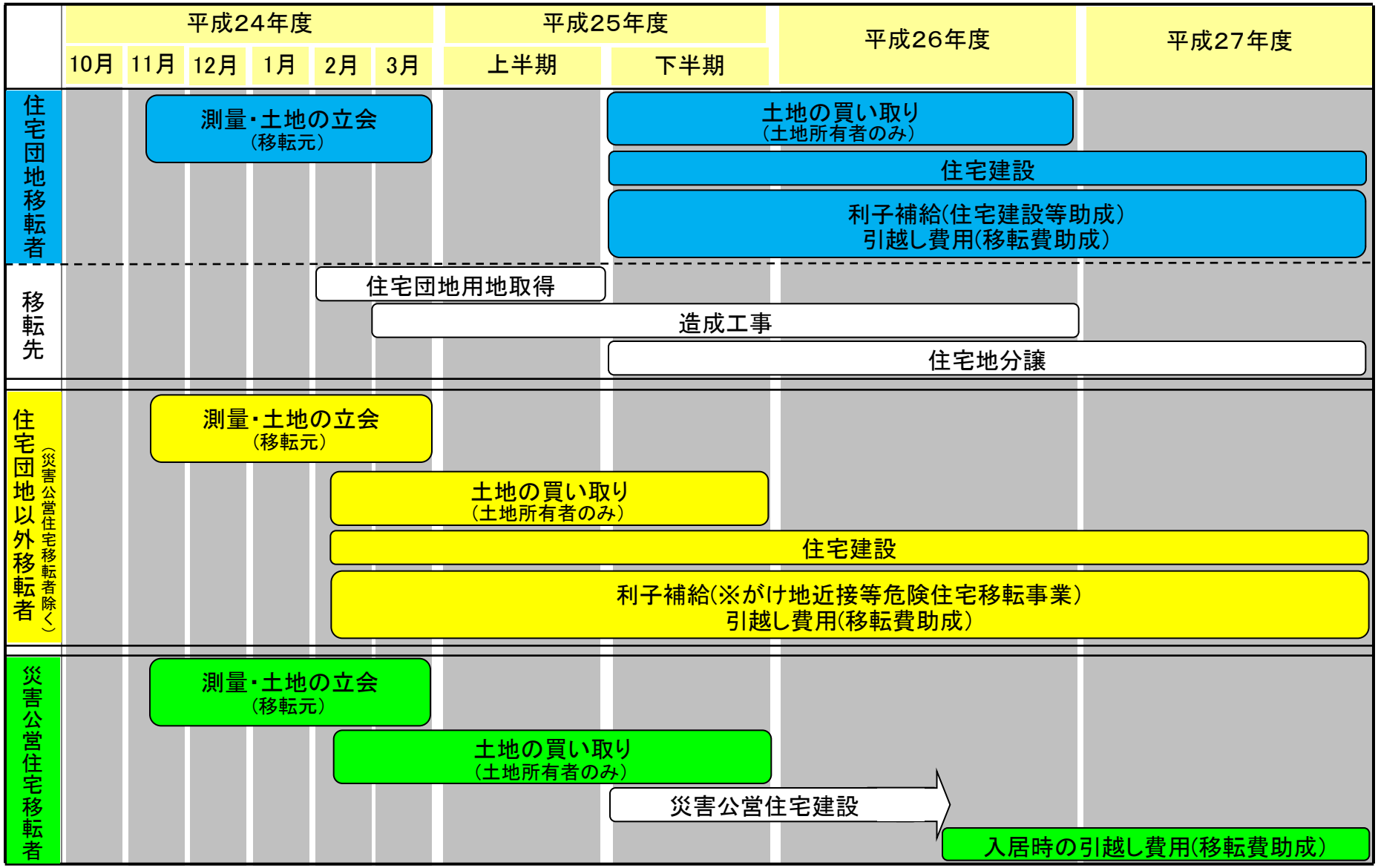

（4）土地区画整理事業について

【土地区画整理事業の検討区域位置図】

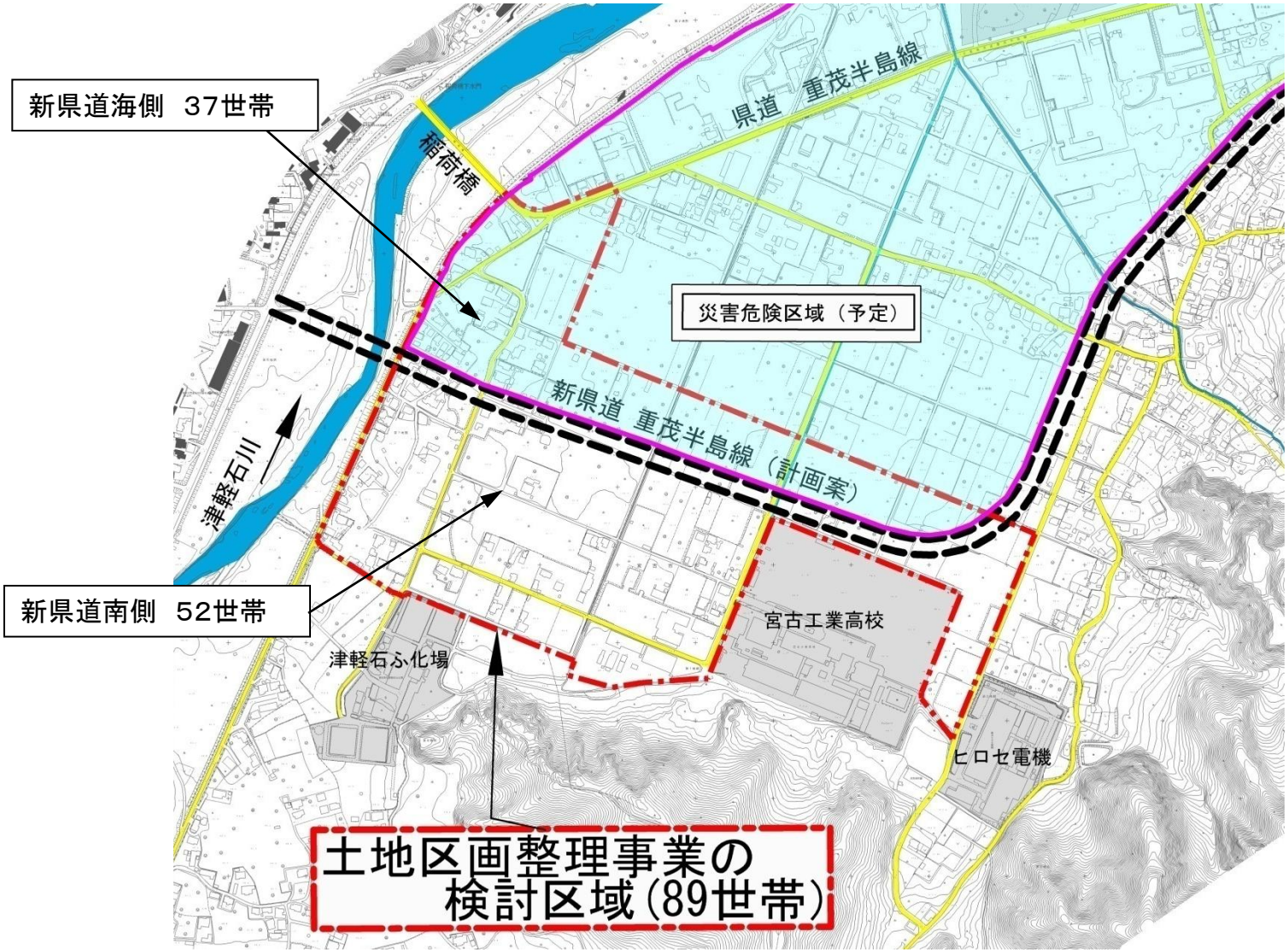

【検討経緯】

○平成24年2~3月意向調査

・土地区画整理事業は従前お住まいの場所付近での再建を促進するため、道路や公園などの公共施設の整備や改善をして宅地の利用増進を図るものです。

↓

・意向調査の結果、当事業での再建を希望している方が、検討区域の2割弱でした。

↓

・希望者が少数である状況から、再度、意向把握を行い事業の検討を行うこととしました。

【事業検討】

○平成24年8~10月意向調査

・土地区画整理事業による再建希望者6%（89世帯のうち5世帯）・前回調査時より減少

↓

○合意形成

・早期に住宅再建を可能としていくためには、地権者の合意形成が必要です。
・しかし、区域内での再建希望者が少ないため、合意形成は難しい状況と想定されます。
・また、再建者が少ない場合、事業効果が小さいため事業の導入が難しくなります。

【検討結果】

〇宅地の利用増進を図る土地区画整理事業は、住宅再建意向者が少ないため、事業の導入は困難と考えられます。

これらの結果
土地区画整理事業は実施しないことに判断しました。

〇新県道から南側（52世帯）は土地の買取り対象にならない区域です。
　しかし、意向調査において買取りを希望される世帯が16世帯あることなどから、今後の土地利用について検討を進めています。

三陸復興

(主)重茂半島線
堀内～津軽石地区

道路整備事業説明会

平成24年11月

岩手県沿岸広域振興局土木部
宮古土木センター

三陸復興道路整備事業

三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、災害時等における確実な緊急輸送や代替機能を確保するとともに、水産業等の復興を支援する災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築

事業主体

国、県

事業概要

（１）復興道路

三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の整備を促進

〔三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路（国道106号）　など〕

（２）復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進

〔国道283号、国道340号　など〕

（３）復興関連道路

三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路について、交通隘路の解消や防災　対策、橋梁耐震化等を推進

〔（主）重茂半島線、（一）宮古山田線　など〕

実施期間

平成23年度　～　平成30年度

三陸復興道路整備事業ネットワーク図

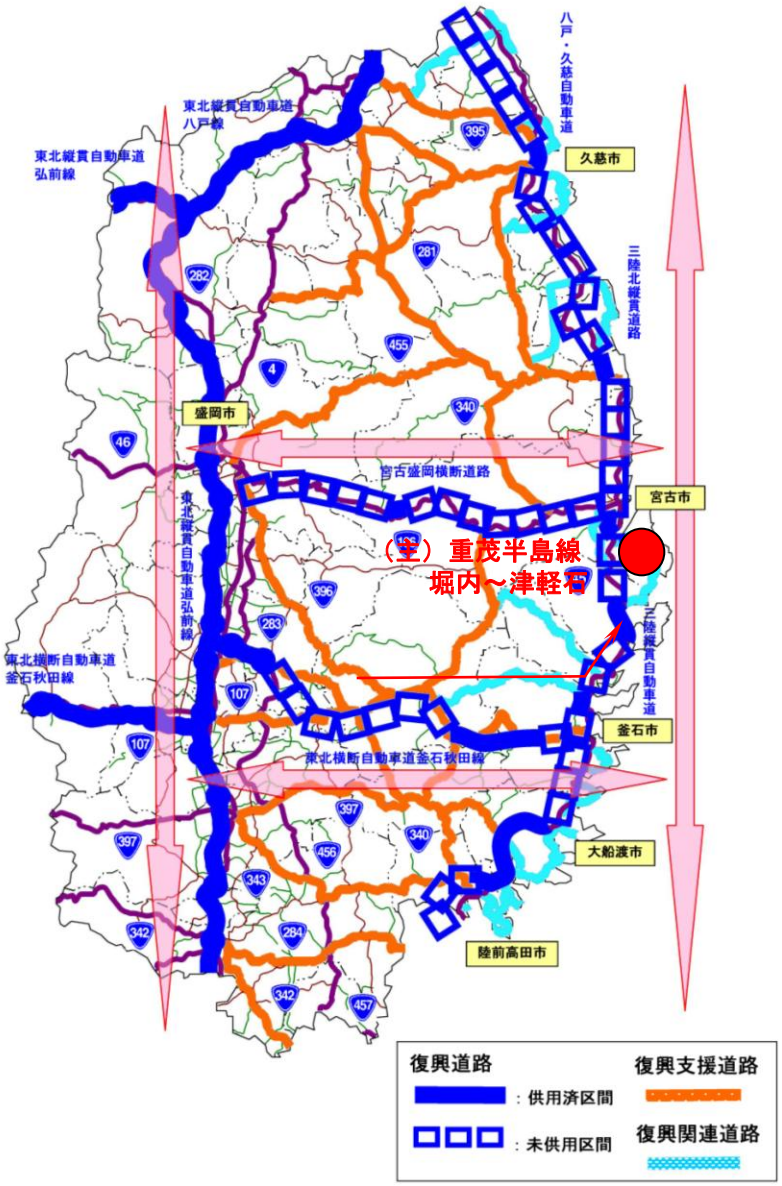

（主）重茂半島線　堀内～津軽石地区　計画概要

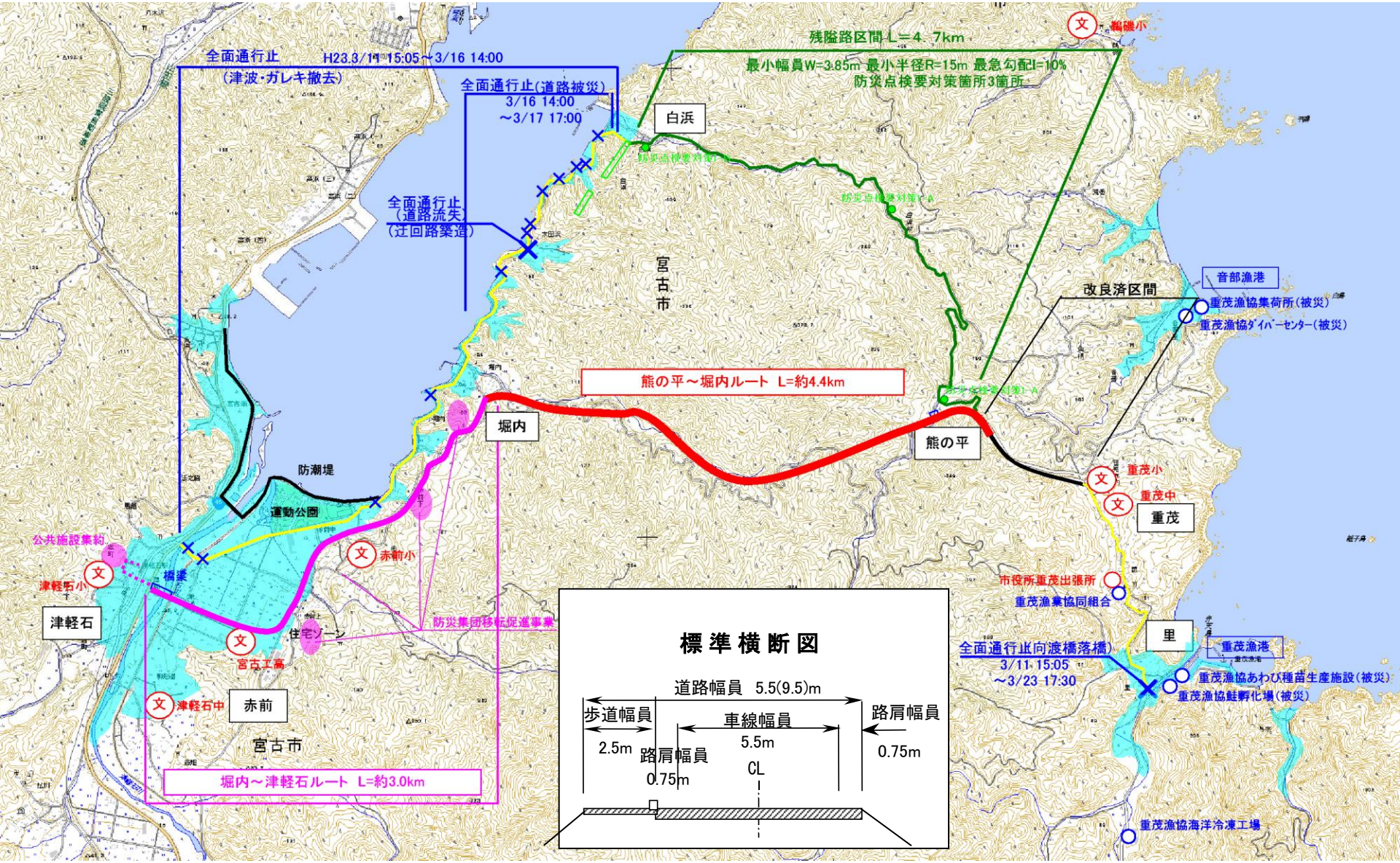

（主）重茂半島線　堀内～津軽石地区　計画概要

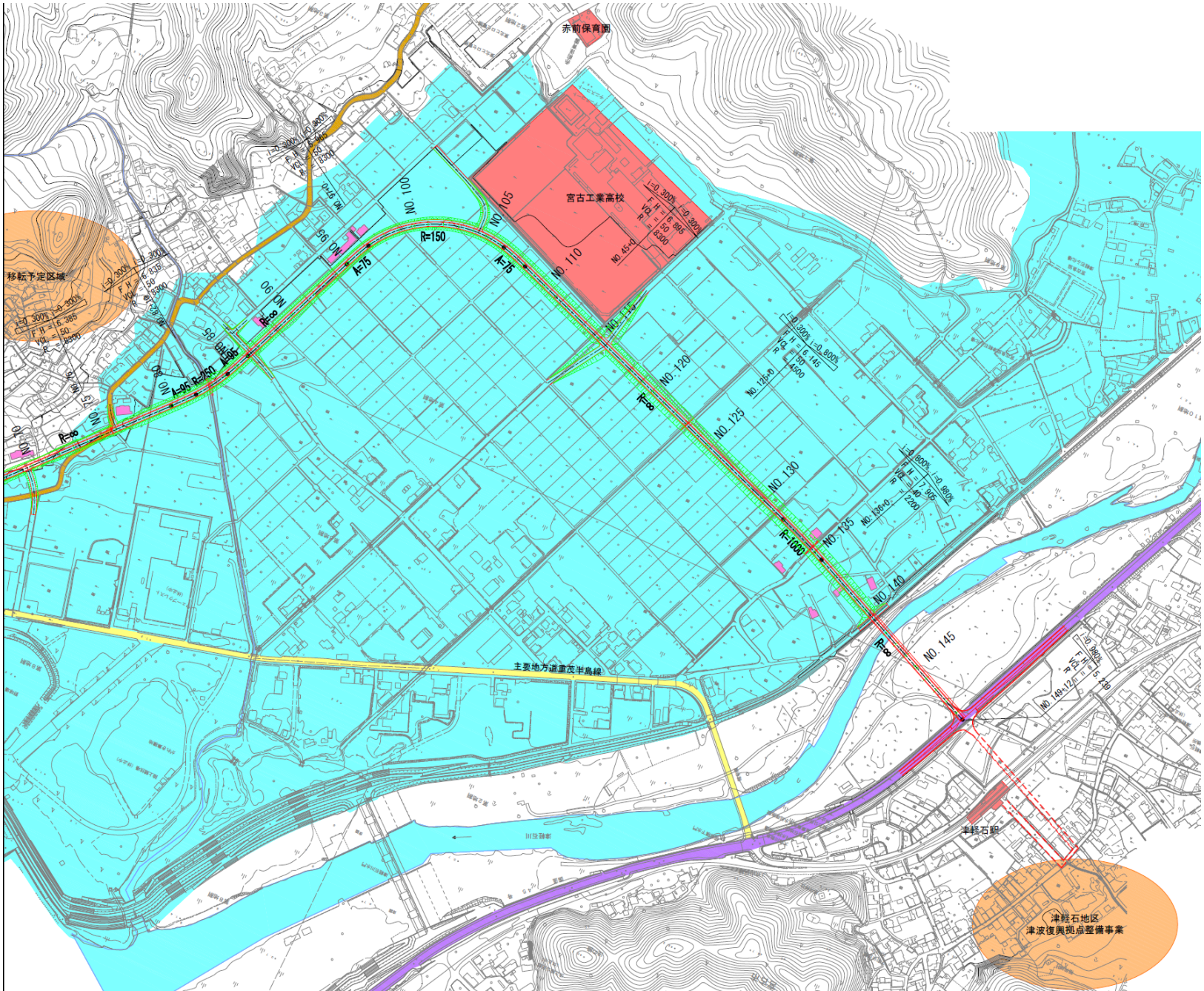

（主）重茂半島線　堀内～津軽石地区　計画概要

平地部の横断図イメージ

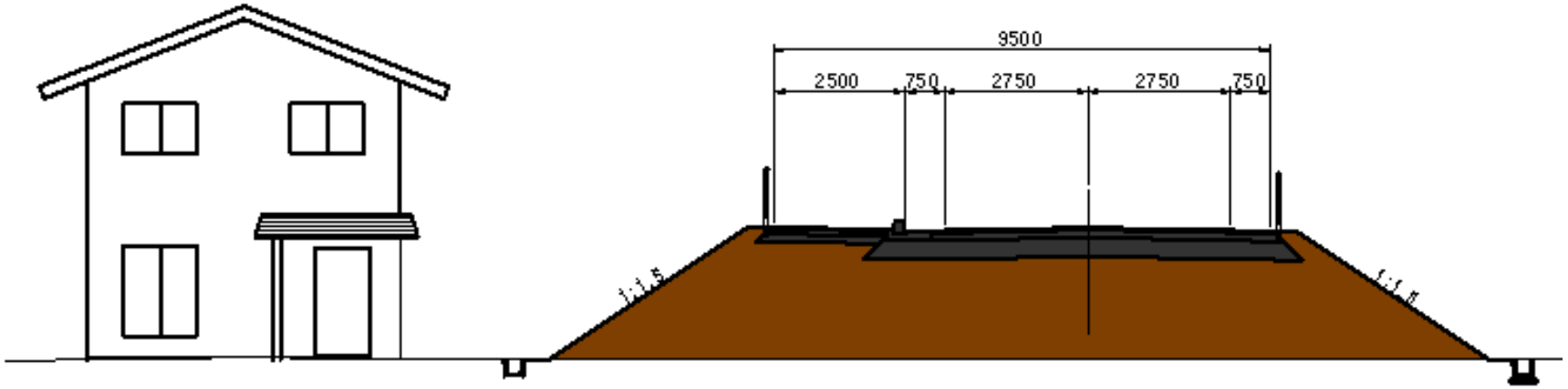

丘陵地の横断図イメージ

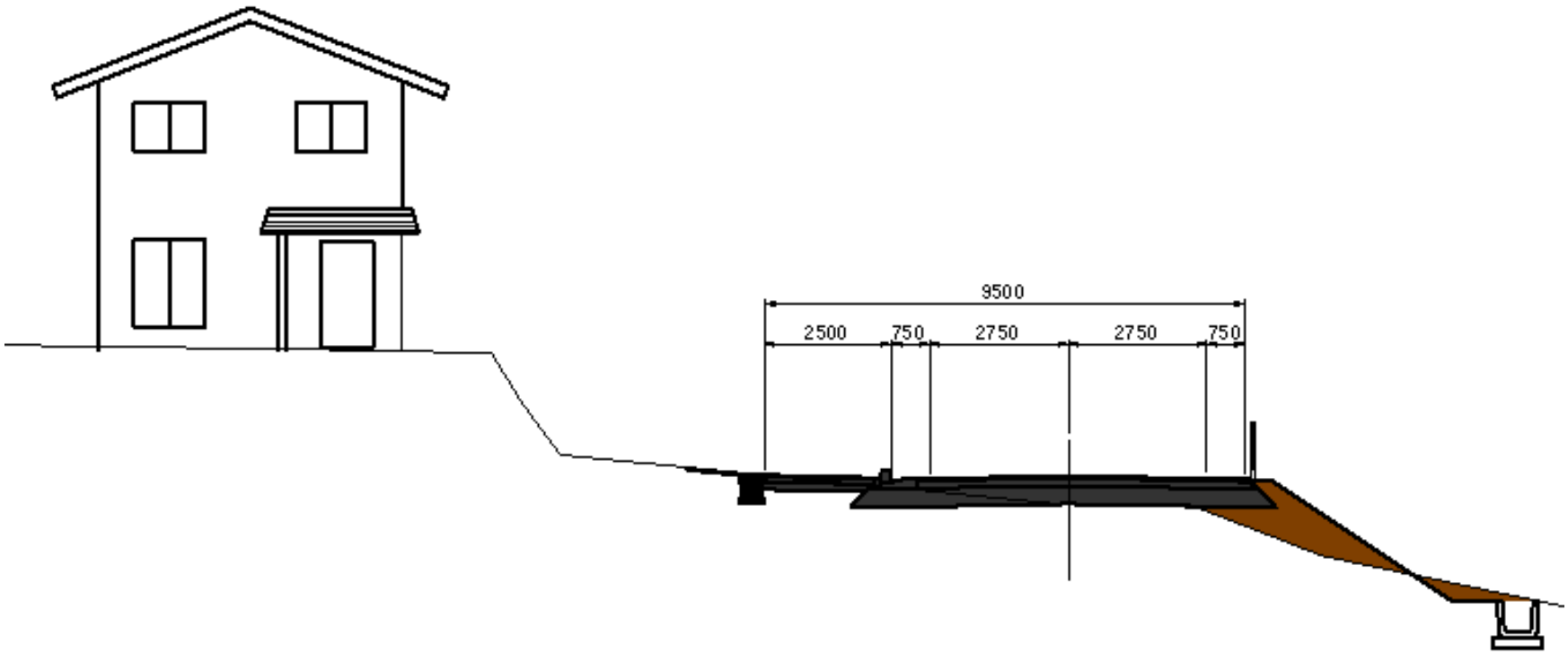

道路事業の流れ（今後のスケジュール等）

道路の計画

事業説明会①

・道路の計画概要
・測量・地質調査に伴う土地の立入り
・用地測量・調査に伴う土地の立入り
・用地幅杭設置

測量・地質調査

道路の設計

事業説明会②

・道路の設計概要

用地測量・調査

・用地測量・調査の成果
・用地取得に係る説明

用地説明会

用地協議・契約

埋蔵文化財調査

工事着手

道路の完成（開通）

測量調査の概要

・道路設計の基礎データとなる現況地形、現況標高等を測量します。
・測量の基準となる杭を設置します（基準点杭）。
・道路の中心線上（中心杭）や中心線から直角方向（左右）に杭を設置し、地盤高を測量します。

測量作業の状況

基準点の設置状況

中心杭の設置状況

地質調査の概要　～ 機械ボーリング ～

・道路や構造物の設計に必要な地質データを得るため、土の種類や硬さなどを調査します。
・単管パイプで足場を組み、ボーリング機械で地中から土や岩盤を採取し、地中の状態を調べます。
・調査後は、ボーリング孔を砂やモルタルで埋めます。

機械ボーリングの実施状況

ボーリング調査結果（ボーリングコア採取状況）

地質調査の概要　～ 弾性波探査 ～

・道路設計に必要な広く深い範囲の地盤状況データを得るために、発破により人工的に地盤を振動させ、地中を伝わる波の速さから岩盤の硬さを推定します。
・発破は地中で行い、振動は日常生活でほとんど気付かない程度のものですが、発破箇所に人が近づかないように見張りを立てます。
・発破の際は、土や石が飛散しないようにシート等で覆い、地面に穴が開いた場合には埋め戻して原形復旧します。

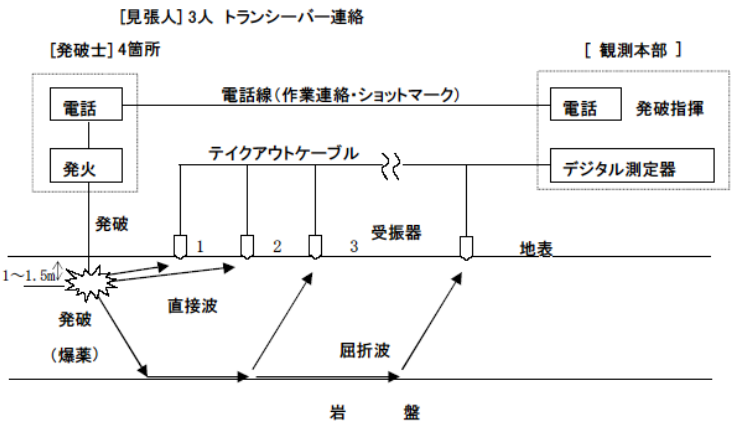

弾性波探査の作業概念図

測量・地質調査等に関するお願い

・測量、地質調査等の実施に伴い、関係する地権者様の土地に立入らせていただきますので、御理解、御協力をお願いします。
・民地でボーリング調査や弾性波探査等を行う場合は、地権者様の了解を得た後に作業を行います。
・調査員は、岩手県発行の身分証明書を携帯して作業を行います。
・測量、地質調査等の作業に伴い、草刈、枝払いなどをさせていただく場合があります。
・コンクリート杭は公用地を優先して設置しますが、やむを得ず民地に設置する場合は、地権者様の了解を得てから設置（埋設）します。
・設置した杭は、今後の用地調査や工事等で使用しますので、可能であれば存置したいと考えていますが、耕作等の支障となる場合は撤去可能です。

【問い合わせ先】
岩手県　沿岸広域振興局　土木部
宮古土木センター　道路整備課
〒027-0072　岩手県宮古市五月町1番20号
TEL:0193-64-2221(内線307)
FAX:0193-71-1239